

別表第1 点検業務の実施項目

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検 (停電)	年次点検 (細密停電)	臨時点検
受電設備 (二次受電設備を含む)	区分開閉器(地絡継電器を含む)、引込線等電線、支持物及びケーブル	外部点検	○	○	○	必要な項目
		外部精密点検		○ ※1	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※2	○	
		継電器動作特性試験(停電)		○ ※1		
		継電器動作特性試験(細密)			○	
		継電器との連動動作試験		○ ※1	○	
	遮断器、開閉器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※1	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※2	○	
		継電器との連動動作試験		○ ※1	○	
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、電力用コンデンサ、リアクトル、その他高压機器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※1	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※2	○	
	変圧器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※1	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※2	○	
		漏えい電流測定	○	○	○	
	受電盤、配電盤、制御回路、継電器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※1	○	
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※2・5	○ ※5	
継電器動作特性試験(停電)			○ ※1			
継電器動作特性試験(細密)				○		
受電設備の建物・室、キュービクルの外箱	外部点検	○	○	○		
	外部精密点検		○ ※1	○		
接地装置(接地線、保護管等)	外部点検	○	○	○		
	外部精密点検		○ ※1	○		
	接地抵抗測定		○ ※3	○		
配電設備	開閉器、遮断器、変圧器、電線、支持物、接地装置(接地線、保護管等)、その他機器	受電設備に準ずる	同左	同左	同左	

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検(停電)	年次点検(細密停電)	臨時点検
電気使用場所の設備	電動機、電熱器、電気溶接機、照明装置、配線及び配線器具、その他機器類、接地装置(接地線、保護管等)	外部点検	○	○	○	必要な項目
		外部精密点検		○ ※1	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※2	○	
		接地抵抗測定		○ ※3	○	
(非常用予備発電設備を含む) 発電設備	原動機、風車及び始動・付属装置	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		始動・停止試験	○ ※4	○ ※4	○ ※4	
	発電機、太陽電池発電設備、燃料電池発電設備等、及び励磁装置、接地装置(接地線、保護管等)、継電器など	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※1	○	
		発電電圧・周波数等測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※2	○	
		接地抵抗測定		○ ※3	○	
		継電器動作特性試験(停電)		○ ※1		
		継電器動作特性試験(細密)			○	
継電器との連動動作試験		○ ※1	○			
予備蓄電池設備	蓄電池	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		液量点検	○	○	○	
		電圧・比重・液温測定		○	○	
	充電装置	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※2	○	
		接地抵抗測定		○ ※3	○	

※1 年次点検(無停電)の場合は除く。

※2 年次点検(無停電)の場合、高压電路は部分放電探知器で実施し、低压電路及び太陽電池発電設備直流側高低圧回路は絶縁監視装置の監視記録の確認又は活線メガー等で実施する。

※3 年次点検(無停電)の場合、過去の実績により、規定値を上回らない(前回の測定値が規定値の75%以下であること。)と判断される場合は、受託者と協議して測定を延長(最長2年)することがある。

※4 非常用予備発電装置のみ実施する。

※5 制御回路については測定を省略することがある。

別表第2 点検業務の実施項目

1. 点検又は試験等の一部を実施しない項目

1. 漏電火災警報器, 昇降設備等の取扱に, 法令による特定の資格を要するもの及びオートメーション化された工作機群のように, 取扱に高度の専門技術を要するものについては, 主開閉器から各機器の電源回路までの絶縁抵抗試験(実施可能なものに限る。)以外の点検及び試験。
2. 移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線については, 常時電路に続いて使用されるもの及び点検時現場に置かれてあるもの以外のものすべての点検及び試験。
3. 密閉防爆型機器のように, 構造上点検できない機器の外部点検及び絶縁抵抗測定以外の点検及び試験。
4. 非常用予備発電装置の外部点検, 起動停止試験, 外部精密点検, 絶縁抵抗測定, 制御装置試験以外の点検及び試験(消防法で定める負荷試験等)
5. 有毒ガス発生箇所及び酸素欠乏場所に設置された機器や配線等の点検測定及び試験。

2. 上表に掲げる電気工作物については, 委託者は受託者の意見をきいて委託者の負担において, 必要な点検又は試験を電気事業者, 電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。

この場合, 委託者は受託者に点検又は試験の結果の記録を提示し, 受託者は必要に応じて指導又は助言するものとする。

別表第3 保安全管理業務担当者等

区分	氏名	生年月日	電気主任技術者 種類・番号
保安全管理業務 担当者			
保安全管理業務 従事者			